
*
*
*
*
*
*
*
*

定 款

東洋証券株式会社

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は東洋証券株式会社と称する。

英文では TOYO SECURITIES CO., LTD. と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
2. 不動産の賃貸および管理業務
3. 前各号に附帯または関連する業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条 (公告方法)

当社の公告は電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、31,600 万株とする。

第6条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条 (単元株式数)

当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

第8条 (単元未満株式の売渡請求)

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める請求をする権利

第10条 （株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第11条 （株式事務取扱規則）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式事務取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第12条 （定時株主総会の基準日）

当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第13条 （招 集）

定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

第14条 （招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条 （電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第17条 （議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第18条 （議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、会社に保存する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条 （取締役会の設置）

当社は取締役会を置く。

第20条 （取締役の員数）

当社の取締役は 9 名以内とする。

第21条 （取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

第22条 （取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第23条 （代表取締役および役付取締役）

当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役社長は会社を代表する。
3. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
4. 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条 （取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第25条 （取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に欠員又は事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第26条 （取締役会の招集）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 4 日前に発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。

第27条 （取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

第28条 （取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第29条 （取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行い、会社に保存する。

第30条 （取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第31条 （取締役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第32条 （監査役および監査役会の設置）

当社は監査役および監査役会を置く。

第33条 （監査役の員数）

当社の監査役は 4 名以内とする。

第34条 （監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第35条 （監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第36条 （常勤の監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第37条 （監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第38条 （監査役会の招集）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。

第39条 （監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第40条 （監査役会の議事録）

監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行い、会社に保存する。

第41条 （監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第42条 （監査役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第43条 （会計監査人の設置）

当社は会計監査人を置く。

第44条 （会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第45条 （会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第46条 （会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第47条 （事業年度）

当会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第48条 （剰余金の配当等）

当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定める。

2. 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を行う。
3. 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。
4. 配当金は、支払開始の日から満3か年を経過したときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。
5. 配当金には利息を付さない。

附 則

第1条 （株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

（2022年6月28日改定）